

福祉施設のLED照明への更新に関する サウンディング型市場調査 実施要領

取手市では、市有施設の LED 照明への更新を推進しています。
令和 5 年度に実施したサウンディング型市場調査の結果をもとに、施設グループごとに更新を行っていくこととしました。今回、福祉施設の LED 照明への更新にあたり事業方法のご意見をいただくため、あらためてサウンディング(対話)を実施します。

1. サウンディング(対話)の概要及び申込方法

● サウンディングの実施方法

日時	3月17日から3月26日まで
会場	取手市役所議会棟 委員会室
対象者	本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ
実施方法	直接対話(1グループあたり1時間程度)

※アイデア及びノウハウの保護のため対話は個別に実施します。

※希望により、オンライン(Zoomを予定)での対話も可能です。

● 現地見学・図面確認

現地見学・図面の確認を希望する場合は、エントリー時にお問合せください。

対象が市内に点在しているため合同の現地説明会は実施しません。

● サウンディング参加申込

エントリーシート(様式1)を記入し、3月14日17時までにメールにて送付してください。

申込先:kourei@city.toride.ibaraki.jp

● 本調査のスケジュール

実施要領及び参考資料の公表	令和7年2月14日
図面確認、現地確認及び質疑の受付	令和7年3月14日まで
参加申込み、エントリーシートの提出	令和7年3月14日まで
対話(ヒアリング)日程	令和7年3月17日から3月26日
本調査結果の公表	令和7年4月下旬

2. 対象施設の基本情報

対象:福祉施設 6 施設に設置された照明器具および関連機器

(老人福祉センターあけぼの※、障害福祉センターあけぼの※、老人福祉センターさくら荘、特別養護老人ホームふれあいの郷、障害福祉センターつつじ園、障害福祉センターふじしろ)

※老人福祉センターあけぼの、障害福祉センターあけぼのは同一建物内に複合しています。

なお、対象に記載していない器具でも、広く提案を受け付けいたします。

3. 取手市の考え方

現時点での市の考え方は以下のとおりです。これらを踏まえて、ご意見・ご提案をいただきたいと考えています。

① 早期の実現

令和 2 年に「ゼロカーボンシティ宣言」「気候非常事態宣言」を表明し、2050 年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指しています。また、水銀灯、蛍光灯の生産終了を踏まえ、早期に実施できることが望ましいと考えています。

② 財政負担の軽減

対象施設が多いことから、財政負担極力軽減できる手法や、負担を平準化出来る手法を検討しています。

③ 対象施設

単一の施設ごとに実施するのではなく複数(グループごと)に実施することが望ましいと考えています。

④ 改修工事の種類

一般社団法人日本照明工業会が推奨する器具交換を基本とします。

ただし、器具交換では大幅にコスト増となるものや、照明器具の寿命を迎える前に建物の耐用年数を迎えてしまう施設については管交換もしくは、改修を実施しないことも検討しています。

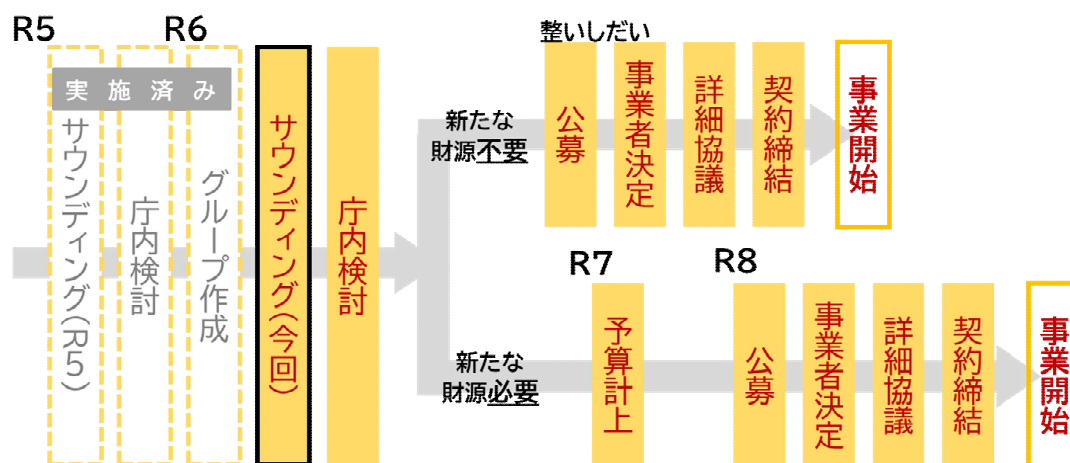
⑤ 実施手法

前回サウンディングにおいて、道路照明等は、シェアードセイビングス型 ESCO やリースの提案がありました。実施手法としては、ESCO 事業やリースでの更新を優先的に検討したいと考えています。

⑥ 維持管理について

更新後の維持管理についても更新に含まれることが望ましいと考えています。

(参考)対話の位置づけと今後の事業予定



4. 対話の内容

対話において、特に伺いたい事項は以下のとおりです。可能な範囲でご意見・ご提案をお聞かせください。

- ① 対象施設は適当か(このグループで事業実施できるか)
- ② 対象施設に適した手法について(例 ESCO、リース、従来型)
- ③ ①の手法における業務効果及びコストの削減について
- ④ 事業費の見込み
- ⑤ 手法ごとのコスト比較
- ⑥ 維持管理について
- ⑦ 付加価値として提案可能な内容
- ⑧ 事業化に向けたスケジュールについて
- ⑨ 事業化に向けて必要となる資料について
- ⑩ 事業化の課題・条件、市に対する要望等について
- ⑪ 利用可能な補助金について

これら以外にも、課題や、公募に関すること、配慮を望むことがあればご意見を願います。

5. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、今後予定されている事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

本調査協力に関する書類作成・提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権はそれぞれ参加者へ帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提供資料を使用することはありません。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(5) 特許権など

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されるべき第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法を用いた結果生じる責任は参加者が負うものとします。

(6) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングに参加することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 取手市暴力団排除条例(平成 24 年3月 28 日条例第 2 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する者
- ⑤ 市税を滞納している者

6. 担当及び連絡先

課・担当	福祉部 高齢福祉課 施設係(担当:古谷・野口)
所在地	〒302-8585 茨城県取手市寺田5139 取手市役所新庁舎1階
電話番号	0297-74-2141(内線 1323)
E-mail	kourei@city.toride.ibaraki.jp

※対象施設が複数の所管課にまたがっていますが、問合せや受付については上記担当がとりまとめて実施します。